

南九州市県茶業試験場跡地活用事業
公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 8 月

南九州市 農業振興課

目 次

1 趣旨	1
2 対象となる物件及び貸付条件等	1
3 事務局	2
4 参加資格	2
5 事業提案者の公募に係る諸条件	2
6 応募について	4
7 スケジュールについて	6
8 審査について	6
9 契約の締結	7
10 失格事項	8
11 その他留意事項	8
12 貸付対象の土地等の詳細	8

各種様式

○参加表明書（様式1号）	10
○事業企業体結成届（様式2号）	11
○質問書（様式3号）	12
○辞退届（様式4号）	13
○企業等概要書（様式5号）	14
○農地活用提案書等提出書（様式6号）	15
○農地活用提案概要書（様式7号）	16
○現地説明会申込書（様式8号）	17
○県茶業試験場跡地貸付契約書（案）	18

1 趣旨

鹿児島県の組織再編に伴い廃止となった県農業開発総合センター茶業部（県茶業試験場）跡地の有効活用をすべく、地域農業の担い手としての定着を目的に、自ら農業を営む個人、法人又はそれらを構成員とする事業企業体を募集します。

2 対象となる物件及び貸付条件等

次に掲げる対象物件について、事業を運営する者を募集し貸付を行います。

施設名	所在地	地目等	土地面積	法令等に基づく土地の制限等	その他
県茶業試験場跡地（茶園）	南九州市知覧町永里 3790 番 2 他	畑 3 筆	畑 48,214 m ²		

《主な留意点》

- (1) 県農業開発総合センター茶業部（県茶業試験場）の組織再編により知覧ほ場は、令和 7 年 3 月に廃止されています。
- (2) 本物件に設置されている防霜ファン設備は、作動確認を行っておりませんので、使用にあたり補改修が必要な場合があります。なお、配線変更や移設、撤去、廃棄、その他防霜ファンの使用に係る費用については借受人の負担になります。
- (3) 既設の防霜ファンでは効果が得られない区画があります。
- (4) 本物件には給水施設（農業水道・井戸・スプリンクラー等）が設置されていないため、借受け後に必要な水利権の確保は借受人の責任において行ってください。
- (5) 地中にスプリンクラー配管（使用不可）が埋設されている箇所があります。
- (6) 電気を使用する場合は、借受人負担による手続きが必要です。

《主な貸付条件》

- (1) 本物件は現状有姿で貸付けるものとし、貸付け後に生じた一切の費用は借受人の負担とします。
- (2) 契約期間中は耕作放棄地とならないよう肥培管理を行うとともに、ほ場外周の植栽管理を適切に行い、環境美化を徹底すること。
- (3) 農薬飛散や排水等を考慮し、周辺住民や施設、農地への影響がないようにすること。
- (4) 借受人は、地域農業の担い手育成に協力するため、市の求めに応じ技術実証に取り組むとともに、地域の若手農業者の雇用創出に努め、次世代への技術継承を積極的に行うこと。
- (5) 契約期間中は、毎年の雇用状況及び作付状況について記録及び保管し、市の要請があれば報告すること。
- (6) 契約期間は 3 年間とし、本要項に違反する行為や、正当な理由なく自ら提案内容の用途に供しない等の問題があるときは、契約を解除する場合があります。
- (7) その他貸付条件等は、本募集要項及び貸付契約書（案）を参照ください。

3 事務局

本事業のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌します。

〒891-0792 鹿児島県南九州市颯娃町牧之内 2 8 3 0 番地

南九州市役所 農業振興課 農政係

TEL : 0993-36-1111 FAX : 0993-36-3136

メール : nousei@city.minamikyushu.lg.jp

※令和 8 年 9 月 24 日以降は、住所や連絡先等が下記のとおり変更となります。

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡 1 7 3 2 7 番地

TEL : 0993-83-2511 FAX : 0993-83-4658

4 参加資格

本事業のプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら農業を営む個人、法人又はそれらを構成員とする事業企業体であること。
 - (2) 契約期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力を有する者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
 - (4) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 市税等を滞納していないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から 4 号まで及び第 6 号に該当する者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。
 - ② 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体。
 - (9) 複数の事業者が共同で参加する場合は、構成する事業者のすべてが、(1)から(8)に定める参加資格要件を満たしていることのほか、次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 構成する事業者の中から代表となる事業者を定めること。
 - ② 構成する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
 - ③ 構成する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。
- ※ なお、応募者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

5 事業提案者の公募に係る諸条件

(1) 基本事項

- ① 若手農業者の雇用創出に努め、地域農業の担い手育成に協力する提案とします。
- ② 本市の茶業振興に寄与する提案とします。
- ③ 農業経営にあたっては、周辺住民の生活環境に配慮し、苦情や要望があったときに

は、借受人の責任において誠実かつ迅速に対応し、解決を図るものとします。

- ④ 貸付期間中に設置した構造物等は、返還時に借受人の負担で撤去し、原状回復のうえ返還するものとします。

(2) 貸付条件等

貸付条件は、市と優先交渉権者が協議の上、別途、契約書により定めます。

基本的な考え方は以下のとおりですが、借受人の提案内容や協議によって変更となる場合があります。

① 貸付方法

(ア) 当該物件を3つの区画に分けてそれぞれ貸し付けします。

(イ) 原則として1者につき1つの区画を貸し付けることとしますが、優先交渉権者が3者に満たないときは、1者に複数区画の貸し付けも可能とします。

(ウ) 当該物件には明確な区分け（畦畔等）がありませんので、借受人同士で協議し、境界に配慮しながら使用してください。

(エ) 防霜ファンは貸付区画単位で配線されていません。配線を変更する場合は、借受人同士で協議のうえ実施し、変更に必要な費用は借受人の負担とします。

(オ) 貸付区画の分け方については、9ページをご覧ください。

② 契約期間

契約期間は3年とします。（期間満了後は市に返還となります。）

③ 貸付料

各区画の貸付料は以下のとおりとし、市の指定する期日までに支払うこととします。また、貸付料の支払いは市の指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は借受人の負担とします。

区画1	年額254,000円
区画2	年額184,000円
区画3	年額252,000円

④ 引渡し状況

現状有姿での引渡しとなります。

⑤ 用途の制限等

借受人は、本物件を次に掲げるものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に転貸することはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業
その他これらに類する業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するもの

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するもの

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2

条第1項に規定する廃棄物の処理施設その他これに類するもの

⑥ 用途の変更

借受人は、市が承認した場合を除き、第三者への転貸、契約に関する地位の譲渡、提案事業以外への用途変更をすることはできません。

⑦ 契約不適合責任

契約締結後、本物件について種類又は品質（状態）等に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、市は貸付人としての契約不適合責任を負いません。

⑧ 貸付契約において、借受人が負担する費用

ア 契約に要する費用

イ 本物件の修繕、整備等に要する費用

ウ 光熱水費及び貸付物件の維持管理費等に要する費用

エ 借受人が導入した財産の災害保険料等

オ その他、本物件の利活用及び営農に必要となる費用

※ 契約終了後又は借受人の申し出により契約を解除する場合は、借受人が本物件に投じた費用の一切を市に請求することはできないものとします。

⑨ その他

ア 市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて状況を調査し、または借受人に必要な報告を求めることができるものとします。

イ 本市農業技術向上のため、技術実証等の取組を依頼する場合があります。

6 応募について

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、以下により必要書類を提出してください。以下の書類の提出をもって、本プロポーザルへの正式な申し込みとなります。

(1) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和8年10月5日（月）午後4時

② 参加表明書（様式1号）

③ 提出方法 電子メール。送信後、到達確認のため電話連絡をしてください。

※事業企業体（複数の事業者で構成した団体）の場合は、（様式2号）も提出。

(2) 質問書の提出

① 提出期限 令和8年10月5日（月）午後4時

② 質問書（様式3号）

③ 提出方法 電子メール※送信後、到達確認のため電話連絡をしてください。

(3) 質問への回答

① 回答期限 令和8年10月12日（月）午後4時までに回答

② 回答方法 市ホームページにて回答

募集条件を変更する回答は、質問者を特定できない形ですべて公表することとします。

- ・ 質問を行った方の個人情報については公表しません。
- ・ 意見の表明と解されるものについては、回答しません。
- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る事項等、質問者の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものについては、個別に回答するものとしします。

(4) 参加の取下げについて

参加申込み後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式4号）に辞退の理由を明記し、下記により提出してください。

- ① 提出期限 令和8年10月9日(金)午後5時
- ② 提出方法 電子メール。送信後、到達確認のため電話連絡をしてください。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年10月16日(金)午後5時必着
- ② 提出書類

	書類	様式等	部数
a	企業等概要書	様式5号 ※添付資料も必須とします。	すべて 1部ずつ
b	農地活用提案書	任意様式 A4版 ※様式7号も含めてデータの提出も必要	
c	農地活用提案書等提出書	様式6号	
d	農地活用提案概要書	様式7号 採択された場合のホームページ掲載用	
e	市区町村税等に関する納税証明書	※法人においては本店等分及び支店等分の双方を個人においては世帯全員分を提出すること。 ※市町村税等とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税等）となる。 ※「市町村税等に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前2年度決算分に係る納税証明書を提出すること。	
f	消費税及び地方消費税の納税証明書	※納税者のみ提出すること。 ※課税事業者は、3か月以内に発行された最新のものを提出すること。	

※ 各様式の提出書類には押印（法人については代表者の印）してください。

※ 会社設立1年未満の場合などで、上記の書類を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出してください。（任意様式）

- ③ 提出方法 事務局へ電子メールにて提出してください。

(6) 現地説明会について

応募予定者向けの現地説明会を以下のとおり予定しています。希望する開催日を「現地説明会申込書（様式8号）」に必要事項を記載の上、各開催日の2日前までにメールかFAXでお申し込みください。

※ メールかFAXでお申し込み後に到達確認のため電話連絡をしてください。

※ 各回で出た質問とその回答については、「6-(3)質問への回答」のとおり回答いたします。

【現地説明会開催日】※事前申し込みが無い開催日は中止します。

第1回目 令和8年8月28日(金) 13時30分から

第2回目 令和8年9月16日(水) 13時30分から

(7) その他

提案内容については、審査までの間に、地域において提案者名を伏せて提案内容のお知らせをする場合があります。

7 スケジュールについて

現時点においては、次のスケジュールを想定しています。

	項目	時期等
1	募集要項等の公表及び配布	令和8年8月10日(月)～令和8年10月5日(月)
2	参加表明書の受付期間	
3	質問書受付期間	
4	質問書回答期限	令和8年10月12日(月)
5	現地説明会(2回開催予定)	令和8年8月28日(金)、令和8年9月16日(水)
6	企画提案書等の受付期間	令和8年10月8日(木)～令和8年10月16日(金)
7	審査会(プレゼンテーション)	令和8年10月26日(月)
8	審査結果の通知	令和8年10月下旬
9	貸付契約の締結	令和8年11月上旬

8 審査について

市が設置する審査委員会に諮り優先交渉権者(事業候補者)の決定を行います。審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず、決定した内容についての不服・異議申し立ては一切認めないものとします。

(1) 審査会(プレゼンテーション審査)

提案内容及び参加資格等について、プレゼンテーション審査を行います。

提案事業の評価は、審査委員会において行います。事業提案に対する評価の合計点を基に、審査委員会の委員の協議により優先交渉権者を選定します。

ただし、評価得点が市の定める基準に満たない場合は、交渉権者を選定しません。

① 開催日時 令和8年10月26日(月)

② 開催場所 南九州市役所会議室(※オンラインによるプレゼン也可)

③ 所要時間 約40分(提案説明20分以内、質疑応答20分)

④ 機材等 プレゼンテーションに必要な以下の機材は市が用意します。

プロジェクター、スクリーン

⑤ 出席者 本提案に携わる責任者及び説明者とし、3名以内とします。

⑥ その他 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としません。

提出期限までに提出された資料以外の提示又は配布は認めません。

(2) 評価項目

審査委員会では、提案事業について下記の審査項目、視点により審査を行います。

審査項目	審査の視点	配点
農業の発展及び地域経済への貢献について	本市農業の発展に寄与し、地域経済の活性化を図ることができ、地域への貢献が期待できる事業内容か	40/200
	次世代の農業人材を育成し、栽培技術や経営管理能力の習得が図られるか	40/200
経営の信頼性について	農業の担い手として確かな栽培技術を持ち、経営管理ができているか	30/200
	事業収支計画は適正か	30/200
	事業報告書（決算書等も含む）から見て経営の安定性はあるか	20/200
環境美化対策	汚染、汚水、悪臭、騒音、爆発等の心配なく地域住民が安心できる事業内容か	20/200
苦情への対応体制	苦情対応体制は、地域住民にとって安心できると思われるか	20/200

※審査委員一人当たり 200 点満点で項目ごとの配点は上記の表のとおりとなります。

※審査委員全員の総合計点が満点総合計点の 6 割（以下、「基準点」という。）を超えた者の中から総合計点が高い 3 者を優先交渉権者とし、区画の選定順位は得点の高い者を優先します。なお、優先交渉権者が 3 者に満たない場合は、基準点を超えた者を優先交渉権者とします。ただし、「9 契約の締結」の地元住民の同意が得られない場合または、「10 失格事項」に該当した場合は次点の者を優先交渉権者とします。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、プレゼンテーション審査の参加者に対して、メールで通知するほか、市のホームページで公表します。なお、評価の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

(4) 応募者が 3 者以下の取り扱い

応募者が 3 者以下であった場合にも、審査を行うものとします。

9 契約の締結

(1) 契約に関する事項

市は、優先交渉権者と事業内容などの詳細や物件等の賃借時期、契約に関する事項等について協議を行い、合意後、貸付契約を締結するものとします。

本公募型プロポーザルによる公有財産の貸付は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づき実施します。

借受人は本物件を自ら提案内容の用途に供しなければならず、正当な理由なく指定された期日までにその用途に供しないとき、その用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 6 項の規定に基づき、契約を解除することがあります。なお、提案内容について地域の理解が得られない場合は、貸付契約を解除する場合があります。

(2) 契約の内容

茶業試験場跡地貸付契約書(案)を 18 ページに掲載していますので御確認ください。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他留意事項

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、すべて応募者の負担とします。それまでの検討に要した費用等については、市では一切の負担又は補償を行いません。
- (2) 提案事業等の内容については、市ホームページ等で公表する場合があります。
- (3) 市の総合計画や統計資料など、市政に関する各種資料については、市ホームページなどをご活用ください。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認の上、適切に対応してください。
- (5) 本件において、公正な競争が妨げられていると認められる場合は、本件公募型プロポーザル方式による活用手続きを中止することがあります。
- (6) 提出された書類等は、返却はしません。
- (7) 提出された書類等は、本件事務以外の用途に使用しません。
- (8) 提出された書類等の内容変更は、提出期限を過ぎると変更できません。
- (9) 応募者は複数の提案をすることができません。
- (10) 提出に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (11) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

12 貸付対象の物件等の詳細

(1) 土地明細

所在地番		地目	面積（㎡）
南九州市知覧町永里	3790 番 2	畑	15,093.00 ㎡
	3823 番 2	畑	17,203.00 ㎡
	3907 番 2	畑	15,918.00 ㎡
合計		3 筆	48,214.00 ㎡

(2) 設備明細

	品名	設置場所	数量
1	防霜ファン一式	敷地内	64

13 貸付区画の分け方



写真は令和5年当時のものです。
既に茶樹が伐根されている箇所もあります。

参 加 表 明 書

南九州市長 殿

住所（または所在地）

商号及び名称

氏名（または代表名）

印

南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づく参加資格を満たしており、指定の書類を添え本プロポーザルに参加することを表明します。

なお、本提出書類及び今後提出する書類の記入内容に虚偽がないことを誓約します。

希望貸付区画（使用を希望する貸付区画の優先順位を数字で記入してください。）

区画 1	区画 2	区画 3

空きがある場合、複数区画の借り受けを希望するか（どちらか○で囲ってください。）

1 希望する	2 希望しない
--------	---------

担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	所 在 地	
	電話番号	()
	ファックス	()
	電子メール	@

※事務局処理欄

受付番号	第 号 月 日
------	------------------------

事業企業体結成届

南九州市長 殿

事業企業体名称

代表構成員
住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名） 印

構成員
住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名） 印

住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名） 印

このたび、南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づく公募型プロポーザルに応募するため、事業企業体を結成しましたので、届け出ます。
なお、本届出記入の内容に虚偽がないことを誓約します。

事業企業体事務局

担 当 者	氏 名		
	部署・職名		
	所 在 地		
	電話番号		()
	ファックス		()
	電子メール	@	

※事務局処理欄

受付番号	第	号
	月	日

質 問 書

南九州市長 殿

住所（または所在地）

商号及び名称

氏名（または代表名）

印

南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザルについて、次の項目を質問いたします。

質問事項	質問内容

担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	所 在 地	
	電話番号	()
	ファックス	()
	電子メール	@

※記入上の注意

- 1 質問事項は、掲載資料、掲載箇所、頁など詳しい箇所を明示してください。
- 2 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

辞 退 届

南九州市長 殿

住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名） 印

南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

（辞退理由）

担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	所 在 地	
	電話番号	()
	ファックス	()
	電子メール	@

企業等概要書

ふりがな 商号又は名称			
代表者役職 (ふりがな) 氏 名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
電子メール			
ホームページ URL ※開設の場合のみ			
法人登録	登録年月日	年 月 日	
	登録番号	知事登録第 号	

以下の内容が分かる資料を添付してください。

- (1)本店・支店の住所 日本国内のみ
 (2)直近の従業員数 日本国内の本店・支店の従業員合計数（正社員のみ概算で良い）
 (3)過去 3 年間の事業報告書または決算報告書
 (4)事業内容の分かりやすいパンフレット等
 (5)直近の従業員数(2)で 100 名以下の場合は、法人登記履歴事項全部証明書
 (6)定款（写し）
 ※個人単体で応募する場合は、(3)、(4)及び経営体制（雇用状況等）がわかる書類を提出してください。
 ※事業企業体として応募する場合は、(1)～(6) についてはすべての団体等が提出してください。

※事務局処理欄

受付番号	第 号 月 日
------	------------

令和 年 月 日

農地活用提案書等提出書

南九州市長 殿

住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名）印

南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき、農地活用提案書等を提出します。
なお、本提出書類の記入内容に虚偽がないことを誓約します。

担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	所 在 地	
	電話番号	()
	ファックス	()
	電子メール	@

A 3 サイズで記載して下さい

令和 年 月 日

現地説明会申込書

南九州市長 殿

住所（または所在地）
商号及び名称
氏名（または代表名） 印

南九州市県茶業試験場跡地活用事業に係る公募型プロポーザル募集要項に基づき下記日程の現地説明会を申し込みます。

現地説明会開催日			
令和 8 年 月 日（ 曜日） 時 分から			
	参加者氏名	役職等	備考
1			
2			
3			
4			

県茶業試験場跡地貸付契約書（案）

貸付人 南九州市長 塗木弘幸と借受人 〈決 定 者 名〉 は、県茶業試験場跡地の土地等の貸借について、以下の条項により契約を締結する。

（貸付財産）

第1条 貸付人は、借受人に対して別表第1の物件（以下「貸付財産」という。）を貸し付けし、借受人はこれを借受ける。

（指定用途）

第2条 借受人は、南九州市県茶業試験場跡地活用事業公募型プロポーザル募集要項に基づき、貸付財産を活用するものとする。

2 借受人は、前項に定める用途において、自ら営農を行うものとするが、除草、防除その他補助的な作業については、第三者（以下「管理受託者」という。）に委託することができる。その場合、貸付人の承認を得なければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3か年とする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、下表のとおりとする。

種別	貸付料
土地	年額 円

（契約不適合責任）

第5条 借受人は、民法及び本契約の他の条項にかかわらず、借り受けた貸付財産が、種類、品質又は状態に関して契約等の内容に適合していないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

（貸付財産の引渡し）

第6条 貸付人は、貸付期間の初日に貸付財産を現状の状態で借受人に貸付けるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 借受人は、貸付人に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものという）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（禁止事項）

第8条 借受人は、貸付人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付財産を第2条に定める用途以外に使用すること。
- (2) 借受人の貸付財産の使用権を譲渡し若しくは第2条に定める用途を超えて転貸し又は第三者に使用させること。

(貸付財産の管理)

第9条 借受人は、貸付財産について、臨機にその現況の把握及び保存に必要な行為を行う等善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、貸付財産に滅失又は毀損等の事故が発生したときは、臨機に必要な措置を採り、貸付人に直ちにその旨を報告しなければならない。

3 借受人は、貸付財産の使用により利用者に損害を及ぼすおそれがある場合は、借受人の責任において損害の発生を防止し、利用者に損害を及ぼした場合は、借受人の負担において賠償しなければならない。

(変更の届出)

第10条 借受人は、その住所又は法人名、代表者名に変更があったときは、直ちに書面をもって貸付人に届けなければならない。

2 借受人は、貸付人の書面による承諾を得ることなく、貸付財産における建築物の新築、増改築、撤去、工作物の設置及び撤去、仮設物の設置、土地の形質の変更その他原状変更を行ってはならない。

3 借受人は、貸付財産の用途その他の契約の内容を変更しようとするときは、事前に文書をもって貸付人に申請し、貸付人の許可を受けなければならない。

4 第2項及び第3項の変更に起因して重大な欠陥が発生した場合は、その補修の内容及び方法について貸付人と借受人が協議した上で、借受人の負担でこれを行うものとする。

(貸付財産の保全義務等)

第11条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

3 借受人は、第1項の義務を怠ったことにより貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(調査協力義務)

第12条 貸付人は、この契約の履行において必要がある場合は、借受人に対し、随時その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は貸付人の指定する職員に借受人の本社、営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 借受人は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(損傷等又は契約違反の措置)

第13条 貸付人は、借受人の故意又は過失による貸付財産の荒廃、損傷又は契約違反があるときは、借受人に原状回復、契約解除若しくは損害賠償その他必要な措置を求めることができる。

2 借受人は、前項の請求があるときは、貸付人の指定する日までに原状回復、契約解除若しくは損害賠償その他必要な措置をしなければならない。

(契約の解除)

第14条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 貸付人は、貸付財産を国、県、市その他公共団体において公用または公共用に供

するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 借受人が次の各号のいずれかに該当するとき、貸付人は通知、催告等をすることなくこの契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 貸付財産を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

4 貸付人は、第 1 項及び第 3 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより借受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 借受人は、貸付人が第 1 項及び第 3 項の規定により本契約を解除した場合において、貸付人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6 借受人は、その責に帰することができない理由により貸付財産が滅失し、又は損壊した場合において、その存続する部分のみでは契約の目的が達成することができないときは、この契約を解除することができる。

（原状の回復）

第 15 条 借受人は、貸付期間が満了、解除その他の事由により終了したときは、貸付人の指定する日までに貸付財産を契約前の原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、借受人が改修前に事前協議を行い貸付人がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、造作買取請求権の義務を貸付人は負わないものとする。

3 借受人は、第 1 項の規定で返還するときは、普通財産返還書を提出し、貸付人の検査を受けなければならない。

4 借受人は、借受人が第 1 項の規定に違反し、貸付人の指定する日までに貸付財産を返還しないときは、その返還期限の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、貸付人が別に定める金額を違約金として貸付人に支払わなければならない。

5 前項の違約金は違約罰であって、第 13 条に定める損害賠償請求の予定又はその

一部と解釈しない。

(有益費等の放棄)

第 16 条 借受人は、契約終了の時に、支出した有益費、必要費その他の費用が現存している場合であっても、その費用に係る請求権を放棄するものとする。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て借受人の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 18 条 借受人は、貸付財産が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

2 貸付人及び借受人は、この契約に定めがない事項及びこの契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、法令、南九州市の関係条例及び規則等に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(免責)

第 19 条 貸付人は、天災、火災、盗難、損壊その他貸付人の責めに帰すことのできない事由により、借受人が被った損害についての責任を負わない。

2 借受人は、貸付財産の使用中に生じた事故等については、借受人の責任と負担において処理するものとし、貸付人は責任を負わない。

(裁判管轄)

第 20 条 貸付人及び借受人は、この契約に関する紛争について貸付人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(契約の効力)

(その他)

第 21 条 借受人は、前各条のほか、関係法令を遵守するものとする。

上記の契約締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、貸付人借受人記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人	住所	南九州市知覧町郡 17327 番地
	氏名	南九州市長 塗 木 弘 幸

借受人	住所
	氏名

(別表第1)

貸付財産

1 土地【区画】

所在地番		地目	面積 (㎡)
南九州市知覧町永里	3790 番 2 の一部	畑	㎡
	3823 番 2 の一部	畑	㎡
	3907 番 2 の一部	畑	㎡
合 計		3 筆	㎡

※土地内の立竹木一式を含む。

2 設備

	品名	設置場所
1	防霜ファン一式	敷地内